

令和元年度業種別研修【障害Ⅰ】

「障害者差別解消法及び関連条例をふまえた合理的配慮の取組」開催要綱

1 目的

平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、平成30年10月には本県において「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が施行されました。また、障がい者への虐待や権利擁護への社会的関心は年々高くなっています。

こうしたことから、施設における合理的配慮がなされた質の高い支援のあり方を学び、もって職員の資質向上に帰することを目的に本研修を開催します。

2 主催 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

3 日時 令和元年7月11日（木）13時～15時
（受付は12時30分～。オリエンテーションは12時50分～。）

4 会場 三重県社会福祉会館 3階 講堂（津市桜橋2丁目131）

5 対象者 障害福祉施設の職員（役職は問いません） 【定員60名】

6 受講料 4,000円

7 申込み 別紙申込書にて7月1日（月）までにファクス（059-222-0305）でお申し込みください。

8 講師 【講義1】三重県 子ども・福祉部 障がい福祉課 社会参加班

【講義2】社会福祉法人あゆみ 支援センターあゆみ夢楽園 施設長 奥田 雅一氏

社会福祉法人あゆみ 支援センターあゆみ夢楽園（生活介護・就労継続支援B型）管理者・サービス管理責任者

はッピーはうす夢（共同生活援助）管理者・サービス管理責任者

支援センターあゆみ（特定相談支援事業・障害児相談支援事業）管理者

9 スケジュール

- 12:30～ 受付
- 12:50～ 開会・オリエンテーション
- 13:00～ 講義1
- 13:30～ 講義2
- 15:00 閉会

10 その他（お目通してください）

- ・申し込みは先着順で受け付け、定員を超過した場合は受講をお断りすることがあります。
- ・受講者には、開催日のおおむね1週間前に「受講決定通知書」をファクスにて送付しますので、当日はご持参のうえ、受付にてお示してください。
- ・昼食は各自、お済ませいただいておりますようお願いいたします。
- ・会場の駐車場には限りがございます。公共交通機関を御利用ください。（津駅より徒歩 約8分）
- ・台風等により、研修会参加者の安全が危惧される場合、研修会の開催を中止（延期）します。中止（延期）する場合は、開催日の前日午後5時までに、本会ホームページ（<https://www.miewel-1.com/>）の新着情報欄に中止（延期）情報を掲載しますのでご覧ください。

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 福祉育成支援課 仁田（ニタ）、小倉
TEL059-213-0533/FAX059-222-0305